

平成 26 年 11 月 21 日



高野 正勝 様

栗東市農業委員会

会長 谷 口



平成 27 年度栗東市農業施策に関する要望書

我が国の農業を取り巻く現状は、農業生産額が大きく減少する中、農業従事者の平均年齢は、66歳となり、耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になり、非常に厳しさを増しています。

また、米価の暴落が深刻で経営所得安定対策における米の直接支払交付金の半減もあって、農業者の生産意欲の減退や有害鳥獣の被害も相まって耕作放棄地の増加が懸念されます。

一方、農村は農業生産活動と地域住民の生活の場であるとともに、農業生産を通じた国土・環境の保全、水資源のかん養、自然・景観の維持・保全等の公益的な機能が発揮される場でもあり、地域文化や伝統の継承などの面でも、その機能を維持・発展することが期待されています。

そこで、担い手への農地の集積・面的集積の一層推進と経営支援対策の強化、新規就農希望者の就農を実現するため、平成 27 年度の本市予算編成にあたり、当委員会において、将来の充実した農業意欲の向上と地域農業の発展に期する施策を要望いたします。

1. 農地の保全と有効利用について

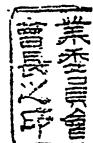
(1) 優良農地の確保・保全

再生可能エネルギー関連事業の推進がいたずらな農地転用・農地の改廃につながらないよう、適正な運用が図られる必要があります。そのため、農地利用との適切な調整がなされるよう情報提供や助言、その他支援について実施されたい。

(2) 耕作放棄地対策の充実

耕作放棄地・獣害対策等の関係機関が一体となった解消対策推進体制を整備するとともに、耕作放棄地解消を実施し、活用にあたっては、幅広い支援を講じられたい。

また、耕作放棄地に対して「課税」を検討しようとするなどとんでもないことであり、断固反対されたい。



(3) 農地の利用集積対策の推進

農地の利用調整は集落単位で行われることが基本であることから、「人・農地プラン」の推進とあわせて農用地利用改善団体の設立を推進し、利用調整機能が発揮されるよう強力な支援を講じるとともに、担い手への農地の面的集積に向けて農用地利用集積円滑化団体や農地中間管理機構など関係機関・団体と連携した推進体制と人材の育成・確保を図られたい。

(4) 農地の基盤、水路および農道等の整備の推進

農地の確保と有効利用のためには、水資源を含めてその基盤が整備され、付随する水路や農道が十分に整備・更新されることが前提で、一昨年の台風18号被害の復旧や農地の基盤、水路および農道等の整備、水源の確保に関する取り組みに対して十分な支援を継続的に実施されたい。

また、六地蔵土地改良事業の実施についても十分な支援を実施されたい。

2. 担い手・経営対策について

(1) 担い手育成・確保対策の充実

雇用型農業法人・集落営農型農業法人では、組織の継続性を高めるため、経営環境変化に適応し人材育成や農業技術の改革に取り組むなど、高度なマネジメント能力が要求されています。

そのため、法人化の推進と高度なマネジメント能力の養成、経営コストの削減など農業経営の改善・発展を促進するための充実を図られたい。

(2) 新たな担い手の確保・育成対策の実施

農業を職業として選択しようとする若者がいますが、農業への参入条件は厳しく、農業経営者として新たな人材を広く確保する体制が十分整っているとは言えません。

そのため、就農後の経営改善を支援するための経営改善支援策を講じられたい。また、担い手不在の地域では、新規就農者の受け入れ機運を高めるとともに、受け入れの合意形成を支援するなどの環境整備を図られたい。

(3) 集落を基礎とした営農環境整備の推進

土地利用型経営の規模拡大や集落営農型農業法人の進展から土地持ち非農家が増大し、地域コミュニティ機能の低下等が懸念されています。

そのため、「人・農地プラン」の話し合いを通じて、将来の集落農業ビジョンを策定し、土地持ち非農家を含めた良好なコミュニティ機能の再生と永続的に農道・水路などの営農環境の維持が図れるよう支援対策を講じられたい。

(4) 担い手不在地域の活性化対策の推進

中山間地域では、過疎化や高齢化等により担い手不足が深刻化し、地域活力や集落機能が低下しつつあります。

そのため、適切な農業生産活動の継続、集落の再生、自治機能の強化のため、周辺地域の担い手による農作業受委託が促進される仕組みを構築するとともに、地域活性化リーダーを養成する施策を講じられたい。

(5) 農業経営への支援について

農地を大規模農家や企業に集約するだけではなく、昨年から米価の大幅な引き下げにより、採算ラインを割り込み、稲作農家は再生産できない状況に立ち至っており、地域農業の担い手、家族経営や集落営農など、多様な農業担い手の対策を講じられたい。

また野菜栽培等の実態に即した新たな支援措置をもうけ、あわせて現在の補助施策を拡充されたい。

(6) 食育の推進について

市内の農業者は、地場野菜の生産など、安全、安心、そして新鮮な食材の提供に努めています。

本市食育基本計画にあるように、中学校給食の再開や学校給食の食材として地元産の食材利用の促進を図られたい。

3. 農業委員会系統組織の体制整備と活動強化に対する支援について

(1) 農業委員会制度の改正に向けた検討への働きかけ

農業・農村の維持・発展のため、地域の農地利用を担ってきた農業委員会制度の改正にあたっては、農業・農村の実態に即した農地行政を担保するとともに農業委員会活動が一層推進しやすくなるよう慎重かつ丁寧な検討を国に働きかけられたい。

(2) 農業委員会の体制整備と活動予算の確保

農地の保全・確保や有効利用の促進の基礎となる農地法等法令業務の的確な処理がなされるよう農業委員会の体制強化を図るとともに、農地台帳の公表が義務化されることに伴い、農業委員会による窓口公表事項の閲覧や提供等に関する事務が円滑に処理されるよう農業委員会の予算確保を図られたい。

4. 有害鳥獣被害防止対策の充実について

有害鳥獣の増加による被害は深刻さを増し、営農活動に支障をきたし、農業者の営農意欲の減退を招くほか人身にも危険が及んでいる状況です。

このため、個体数調整や住処・隠れ場所となる河川の樹木伐採等の出没しにくい環境づくり、焼却施設や埋設地の整備を含めた駆除体制の強化、電気柵およびメッシュ柵の設置の拡大等にあたっては地域との協働によるボランティア制度の確立等被害防止対策の一層の強化を図られたい。

あわせて、狩猟免許登録者の拡大ならびに若返りのための支援措置を講じるとともに、シカ・イノシシ・サル等に対する被害防止対策の一層の施策の強化を図られたい。

5. 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）について

環太平洋経済連携協定は、日本がこれまで例外品目としてきた米や小麦等を含む「例外なき関税撤廃」が原則であり、農業経営の悪化・縮小、農地の荒廃等により、農地は壊滅的な打撃を受けることは明らかである。

本市の小規模農家や兼業農家の農業持続と発展を確保するため、ＴＰＰ交渉には参加反対、現状にあった農業の振興対策に万全を期することを、国に要請されたい。